

富山県SDGs推進連絡協議会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「とやま未来創造県民会議設置要綱」第10条の規定に基づき、とやま未来創造県民会議 富山県SDGs推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 連絡協議会は、SDGs未来都市として、市町村や経済界、有識者、NPOなど多様なステークホルダーとの連携を一層強化し、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）達成に向けた取組みを推進するために必要な検討及び連絡体制の整備等を行う。

(所掌事項)

第3条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) SDGsの達成に向けた取組みの推進に関すること。
- (2) 富山県SDGs未来都市計画に掲げる事業の推進に関すること。
- (3) その他会議の目的を達成するために必要な連絡調整等に関すること。

(組織)

第4条 連絡協議会は、委員25名以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、経済団体、環境団体その他各種団体、行政等の代表者等のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を代理する。

(役員)

第7条 連絡協議会に会長を置く。

- 2 会長は、富山県知事政策局長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(役員職務)

第8条 会長は、会議を進行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(事務局)

第9条 連絡協議会の事務局は、富山県知事政策局長成長戦略室に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。